

津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借仕様書（案）

1 賃貸借物件

賃貸借物件及び数量については、別紙「津市学校給食用献立作成支援システム構築業務仕様書」における同システム導入及びそれらに係る関連機器等であり、賃貸借物件については、契約締結時に決定する。

2 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 設置場所及び設置期限

(1) 賃貸借物件の設置場所は、以下のとおりとする。

ア サーバ機器類

津市教育委員会庁舎3階 サーバ室（津市西丸之内37番8号）

※ 上記のサーバ機器類は、ラック（規格は下記に記載）に設置することとし、設置に当たっては、機器類に転倒防止等の措置を施すこと。

なお、サーバ室内には、別途庁内ネットワーク等に係るサーバラックも配架されているため、機器類の設置に当たっては、十分留意すること。

また、別途庁内ネットワークに係る保守等のため、本件業務に係るラックを当該保守等作業中に移動させることも想定されるので、電源ケーブル類は延長コード等、5m程度の移動を前提したものとすること。

※ ラックの規格

本体：W470mm 程度×D650mm 程度×H598mm 程度

有効内寸：W415mm 程度×D605mm 程度×H495mm 程度

ただし、令和6年8月31日までは、現行システム機器が設置されているため、仮設置（有効内寸はW200mm 程度×D605mm 程度×H495mm 程度）とし、同年9月1日以降速やかにラックの有効内寸に応じて設置し直すこと。

その他：キャスター付き

イ システム使用場所等

津市教育委員会事務局教育総務課

市内小・中・義務教育学校・学校給食センター等（詳細は別表2のとおり）

(2) システムの本稼働日は令和6年9月1日とする。なお、本稼働に当たり、発注者において、諸設定（各種マスタデータ、献立データ等を除く）及び試運用を行うため、令和6年6月頃より当該作業ができるよう、初期環境設定及び動作検証が終了している環境とすること。

(3) 賃貸借物件の設置に当たっては、搬入、設置、設定（システムの運用上必要な

各種設定のこと。動作確認を含む。) 清掃 (梱包品等の引き取りを含む。) を確実に行うものとする。

4 賃貸借に係る条件

- (1) 賃貸借物件はすべて新品とする。
- (2) 賃貸借物件には、本件の賃貸借物件であることを示す管理ラベル (システム名「津市学校給食用献立作成支援システム」・業者名) を貼付すること。
- (3) 賃貸借物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、発注者の了承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能・性能を有した代替機器を納入・設置すること。この場合、発生した費用等については受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者において賃貸借物件に係る動産総合保険に加入すること。当該保険加入に係る費用は、契約金額に含まれるものとする。
- (5) 賃貸借期間満了時における賃貸借物件の回収及び廃棄・リサイクル処理等に係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (6) 賃貸借物件の回収後において、機器内のデータがデータ復旧ソフトウェア等により復旧されることのないように、発注者立ち会いのもと完全に消去するか物理的破壊処分することとし、当該処理に関する証明書を発注者に提出するものとする。これらに係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

5 特記事項

- (1) 賃貸借物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換え等の措置を講じるものとする。
- (2) 本賃貸借において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、賃貸借期間満了後も同様とする。
- (3) 上記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上決定することとする。